

令和7年鉾田市農業委員会4月定例総会議事録

日 時	令和7年4月25日（金）午後2時00分																																																																																		
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>箕輪 秀克</td><td>出</td><td>13番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>伊藤美智男</td><td>出</td><td>14番</td><td>草野 克信</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>荒野 信寿</td><td>出</td><td>15番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>16番</td><td>城田 俊男</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>村上 勝信</td><td>出</td><td>17番</td><td>本沢 千代</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td><td>18番</td><td>永井 司</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>菅谷 卓司</td><td>出</td><td>19番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>関根 薫</td><td>出</td><td>20番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td><td>21番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>山口 陽一</td><td>出</td><td>22番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>石田 一博</td><td>出</td><td>23番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td><td>24番</td><td>小室 満</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出	3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																														
1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出																																																																														
2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出																																																																														
3番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄	出																																																																														
4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出																																																																														
5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出																																																																														
6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出																																																																														
7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出																																																																														
8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出																																																																														
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出																																																																														
10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出																																																																														
11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出																																																																														
12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出																																																																														
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長																																																																																		
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	3番 荒野 信寿 4番 大貫 修一																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について 議案第 2 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について 議案第 4 号 現況証明書の交付について 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権																																																																																		

	利移動届出について 報告第 3 号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 4 号 農地法制限除外の届出について 報告第 5 号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて 報告第 6 号 農業委員会事務局職員の任免について そ の 他 （開 会） 事 務 局 定刻前ですが、全員おそろいになったということで、令和7年鉾田市農業委員会4月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。 会 長 どうも、皆さんこんにちは。忙しいところ、本当に総会ということで、今期第1回目の総会となります。皆さん新しいメンバーの方で、やはり24名全員参加ということで、これから3年間、皆様で力を合わせて鉾田市の農地を守る、そういうことが我々の責務だと私も感じております。皆さんもそうだと思いますので、一緒にひとつ農地を守っていきたいと思いますので。やはり農業委員会は農地を許可することが仕事ではなくて、私は農地を守ることが仕事だと思って、やはり常日頃、このことだけは頭に置いて活動させていただいています。多分これからも皆さんもそういうような気持ちで臨んでいただければ幸いと思っています。 それと、やはり申請を出して農業委員会で現地調査をしていたときに、やはり現状と申請地が違っていたときとか、いろいろなこのような問題が今までも生じてきました。これからもやはりそういうことも承知で来ることが想定されます。そういったときに、やはり皆様で慎重な審議をしていただいて、少しそういうことに関しては、厳しい姿勢で臨んでいったほうがいいのではないかなと私は常日頃感じております。ある国会議員に言いましたけれども、やはり原状回復することも今まで鉾田市、私がやったことではほとんどないのです。やはり違反転用でも何でもある程度工事をストップしておいて、そのまま審議を何か月後に許可するような、そういう感じでやってきましたけれども、やはりそういう違反的な行為に関しては、今度からは原状回復命令を出せるような、そのときに相手から訴訟を起こされたときに、我々農業委員会としても、今後、国がバックアップしてくれるような、そういうことをしてもらわないと農
--	--

		業委員会も一生懸命頑張れないと思っております。そういうことで伝えておりますので、やはりそういうことをある程度のつながりを持って臨んでいければ優良農地も守れるのではないかなと思っております。銚田市は、やはり農業産業が第一でございますので、その優良農地を守っていくことが我々の皆さんの農業委員としての役割だと感じておりますので、よろしくお願いします。 そういうことで、今日も1日、いろいろな案件があると思いますので、皆さんで慎重審議のほうよろしくお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
事	務 局	ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事の進行を飯岡会長、お願いいたします。
議	長	それでは、ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会4月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、3番 荒野信寿 委員、4番 大貫修一 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	これより議事に入ります。

	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議長	番号1番から番号22番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	番号1番から番号22番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては22件、地目、田11筆、畑27筆、計38筆。面積は7万6,578平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買19件、贈与3件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 荒野信寿委員	番号1番について地元委員の説明を求めます。 3番、荒野です。ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円滑に円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、バレイショ、コマツナ、カンショなどを中心とした農家であり、経営面積も1.2ヘクタールあり、熱心に取り組んでおります。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しておりまして、取得後も耕作との事業を行うということで、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の規定により係る許可要件について問題なしと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議長	続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。

海老原康廣委員	13番, 海老原です。番号2番についてご説明いたします。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは親の代から親交があり, このたび■■■さんの経営規模拡大ということで, 売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは, 田んぼ, 菊栽培などを中心とした農家であり, つきましては, 農地法第3条第2項の権利移譲に係る許可要件について問題ないと思われるので, よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	続きまして, 番号3番について地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	14番, 草野です。3番について説明いたします。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんはおじとおいの関係です。■■■生まれの■■■さんが■■■市に住んでいるので, 申請地の管理ができないため, ■■■さんの宅地に隣接する畑を買ってほしいとの話があり, 売買が円満にまとまったそうです。■■■さんは新規就農し, 野菜を作り始め, いずれは二うを栽培したいそうです。機械は近所に住む二う専業農家で, おいの■■■さん所有のものを借り受けます。去る18日に私と事務局とで■■■さん宅を訪れてトラクター類など多数の農機具類を確認しました。現在, 申請地は荒れ地になっており, 家庭菜園はできますが, 自己所有地になれば重機を入れ隣接農地に迷惑をかけないように耕作放棄地解消に努めるそうです。何ら問題のない案件と思われるので, よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	続きまして, 番号4番から番号9番について地元委員の説明を求めます。
城田俊男委員	16番, 城田です。最初に, 申請4番の説明に入ります。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは近所に住んでいる知り合いでして, 経営規模拡大ということで, 競売に出ていた物件だそうですが, 直接話し合って売買契約が円満にまとまりました。■■■さんは, サツマイモ, ミニトマト, ホウレンソウを中心とした農家で, 研修生5名と農作業に常時150日以上従事しており, 下限面積要件, 地域との調和要件についても支障がないと考えられます。農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件にも問題はないと考えられますので, よろしくご審議のほどお願いします。 これ連続して大丈夫なのですか。
議長	続きまして, 5番のほうをお願いします。

城田俊男委員	譲受人が■■■■さんということで、申請番号5番、■■■■さん、6番、■■■■さん、7番、■■■■さん、8番、■■■■さんの要件は、譲受人は同様の■■■■さんですので、まとめて話をしたいと思います。 このほど、■■■■さんが経営規模拡大ということで、売買契約がまとまったということです。この4件の土地が■■■■の■■■■さんの反対側の近くの田んぼなのですが、大部分が荒地でして、太さで20センチぐらいの木があるような場所でした。■■■■さんが作付している水田に4件がつながっているの、手に入れたと聞きました。後継者に孫たちがトマト栽培を現在2反歩のハウスにて経営していまして、現在その隣の借地に田んぼの造成を予定、考えているそうです。農作業も常時年間150日以上従事しており、下限面積要件、地域との調和要件によっても支障はないと考えられます。権利移動に係る許可要件にも問題はないように思います。よろしくご審議のほどお願いします。 申請番号9番、譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子の間柄です。このほど相続贈与ということでございます。■■■■さんはサツマイモ、ニンジン、米を中心とした農家です。■■■■さんを含め計7人家族で、農業経営の安定を図るためまとまったということです。譲受人も農作業に年間150日以上従事しており、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はなく、第3条第2項の権利移動に係る許可要件にも問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	23番、山口です。申請番号10番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■、■■■■さんと、このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、コマツナ、ニラ、米などを中心とした農家であり、コマツナ、ニラを増産するため申請地を取得したいということでございます。以上の理由から、譲受人は農作業に年間300日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしく審議のほどお願いします。
議長	続きまして、番号11番について地元委員の説明を求めます。
菅谷卓司委員	7番、菅谷です。申請番号11番についてご説明申し上げます。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さん外1名は、知人

	の間柄でございます。このたび農業経営の安定化を図るため、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、カンショ、ジャガイモなどを中心とした農家であり、経営面積も1ヘクタールあり、熱心に取り組んでおられます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上です。
議 長	続きまして、番号12番、番号13番について地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	12番、菅谷です。12番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんとは畑の隣同士で、このたび■■■さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということでございます。■■■さんはカンショとバレイショを作付しており、これからも耕作されると思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続いて、13番についてご説明いたします。譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんとは、先ほどと同じように畑が隣同士で、内容も先ほどと同じであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	続きまして、番号14番から番号16番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	18番、永井です。14番、15番、16番について説明いたします。 14番、■■■さんと■■■さんは、元近所の間柄でありまして、今回売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。 15番について説明いたします。15番、■■■さんは、14番の■■■さんと夫婦の間柄でありまして、やはり近所であった■■■さんに今回農地を買ってもらって売買が成立しましたので、よろしく審議お願いしたいと思います。 16番について説明いたします。16番、■■■さんの土地を■■■さんが取得するということで申請でございますが、■■■さんは■■■さんの娘さんのお子さんでありまして、今回一緒に仕事をしながら農地を取得したいということでの申請でございますので、よ

議 長 菅谷美尚委員	ろしく審議お願いしたいと思います。 続きまして、番号１７番から番号１９番について地元委員の説明を求めます。 ２２番、菅谷です。申請番号１７番について説明いたします。 譲渡人、■■■さんは、相続した農地を今までも■■■さんに作付をしてもらっていましたが、農業をする意思もなく、■■■さんを買ってもらえないかという話をしたところ、売買が円満にまとまったとのことです。譲受人、■■■さんは、お米、ネギを中心にライスセンターを経営する大規模農家さんです。家族３人と従業員２名、バイト数名で農業をされています。専業農家さんです。取得した田はそのまま稲を作付するとのことです。問題はない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、１８番について説明いたします。譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは知人の間柄だそうです。■■■さんは、相続した農地で農業をしないので、■■■さんとの間で売買の話が円満にまとまったそうです。■■■さんは、サツマイモを中心に農業をする農家さんで、取得した農地でサツマイモを作付するとのことです。この案件も問題ないと思われるので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、１９番について説明いたします。譲渡人、■■■さんと譲受人、■■■さんは、同地区の知人だそうです。■■■さんは、高齢になり農業縮小を考えていて、■■■さんに話したところ、売買の話がまとまったとのことです。■■■さんは、地元で長年建設業を営んでおり、農業にも関心があり、取得した農地で稲作をするとのことです。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長 箕輪秀克委員	続きまして、番号２０番について地元委員の説明を求めます。 １番、箕輪です。譲受人、■■■■■さんが■■■■■を通しての売買の案件となります。■■■さんは、コマツナを中心とした農家であり、経営面積も６．７ヘクタール、規模拡大を図るため、家族４人、実習生７人とともに熱心に取り組んでいます。以上のような理由から、譲受人は、農作業に常時従事しており、取得後も耕作、農作業事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法３条第２項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長	続きまして、番号２１番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	１５番、井川です。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の紹介の間柄でございます。このたび■■■■さんが相続した農地を農業をしていないということで、■■■■さんと話合いがまとまり、売買の契約が円満にまとまったということでございます。 この■■■■さんですが、■■■■さんは、住所は■■■■になっていますが、結婚してまだ間もないそうです。それで、実家が■■■■の■■■■というところでございます。そこに■■■■から通って農業をしているということでございます。■■■■地区は鉾田市外でありますので、このたび１８日のときに事務局と一緒に現地を確認に参りました。大型トラクターと農用施設も整っており、何ら問題ないところでございます。以上のような理由から問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長	続きまして、番号２２番について地元委員の説明を求めます。
小室満委員	２４番、小室です。２２番の内容を説明します。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親戚の間柄でございます。このたび農業経営の安定化を図るため、贈与契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、トマト、メロン、白菜などを中心とした農家であり、経営面積も３ヘクタールあり、熱心に取り組んでおります。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時３００日従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域の調和要件においても支障がないと考えられます。つきましては、農地法第３条第２項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号１番から番号２２番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号１番から番号２２番について申請どおり許可と決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号１番から番号２２番を申請どおり許可

		と決定いたします。
		(議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事	務	局長
局		令和7年3月27日付鉾農振第682号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められています。土地につきましては、議案書7ページのとおりでございます。申請件数7件、筆数8筆、面積3,102.85平方メートル、申請目的につきましては、一般住宅、寄宿舍ほか記載のとおりでございます。意見書(案)につきましても記載のとおりでございます。令和7年4月25日。鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

		(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議	長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]の一部、地目、田。面積495平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅164.79平方メートル。事由、現在実家で両親と同居しているが、将来の結婚、出産に備え、実家に隣接する申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
	関根薫委員	8番、関根です。1番について報告いたします。 去る4月16日に14番、草野委員、18番、永井委員、8番、私と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページ左側の真ん中になります。申請地は集団的に存在する農地にあります。農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。詳細は地元の委員さんをお願いいたします。
議	長	それでは、地元委員の説明を求めます。
	井川栄委員	15番、井川です。現況調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。地図は1ページの左側になります。県道下太田鉾田線の[REDACTED]、[REDACTED]小学校とあるのですけれども、その[REDACTED]小学校より200メートルぐらい右側に現地があります。左側に[REDACTED]のガソリンスタンドがあります。譲受人、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは親子の間柄でございます。このたび[REDACTED]さんが申請地で自己住宅を建設したいということで、転用の申請がなされました。[REDACTED]さ

		んは農家でありまして、コマツナ、サツマイモなどを生産する農家 であります。■■■■■さんはその後継者としてこれからやっていく 娘さんでございます。問題ない案件と思われますので、よろしくご 審議のほどお願い申し上げます。
議	長	それでは、番号１番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号１番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありません か。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号１番を申請どおり許可と決定いたしま す。
議	長	続きまして、番号２番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号２番、権利、使用貸借。申請地、■■■■■。 地目、畑。面積４９６平方メートル。使用借人、■■■■■。 ■■■■■，■■■■■，■■■■■。使用貸人，■■■■■。 ■■■■■，■■■■■。転用施設，自己住宅１１５． ４１平方メートル。事由，現在アパートに住んでおり，将来家族が 増えて手狭になることを考え，申請地に自己住宅を建築したい。詳 細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じま す。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井司委員		１８番，永井です。２番について現況を報告いたします。 去る１５日に関根委員，それから草野委員，私と事務局とで現況 調査を行いました。地図１ページの右側になります。場所につい ては，地元委員に説明をお願いしたいと思いますが，大蔵へ入る住宅 の入り口付近にありまして，位置環境，実現の確実性，いずれも適 と認め，３人の総合意見として可と判断いたしましたので，よろし く審議をお願いしたいと思います。

議 長 永井司委員	■■■■。変更年月日、平成11年5月30日以前、確認年月日、令和7年4月15日。非農地証明となります。 以上でございます。 それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
議 長 菅谷美尚委員	18番、永井です。1番について説明いたします。 去る15日に3人と事務局とで現況調査を行いました。地図は2ページの左側になりまして、周りは山林で荒れ放題であります、この案件は■■■■さんのおやじさんが前に許可をもらって、仕事をしないでそのままになっていたところを、再び息子さんが現況確認をしてもらいたいということでの申請でございますので、何ら問題ないと思われまますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議 長 菅谷美尚委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 22番、菅谷です。1番についてご説明いたします。 場所は2ページ左側です。鹿行大橋交差点を鹿嶋方面に向かい、約1.2キロ地点、釣り具屋さんを左折し、1.2キロ地点を左折、200メートル左側になります。現地は約30年間放置した農地になっており、大きな木も茂っており、農地として回復するのは難しいかと思ひます。現状は山林、原野として問題ないと思ひますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明を求めます。

		(議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明を求めます。
事	務	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては6名、筆数は6筆で、合計面積は1万9,062平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和7年4月25日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。
		以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)

議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	2件の届出がございました。2筆で面積は2,030平方メートル。合意解約となっております。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	9件の届出がございました。92筆で面積は13万6,511.99平方メートルでございます。内容のほうなのですが、相続及び受贈による所有権移転となっております。 以上でございます。 (報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。1筆で地目、畑。面積3,657平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和7年4月3日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。

	以上でございます。 (報告第4号 農地法制限除外の届出について) 議 長 続きまして、報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 事 務 局 2件の届出がございました。番号1番、届出地、[REDACTED]。地目、畑。面積24平方メートル。同じく[REDACTED]。地目、畑。面積27平方メートル。計2筆、51平方メートル。申請人、[REDACTED]，[REDACTED]。転用施設は農業用道路となっております。 続きまして、番号2番、届出地、[REDACTED]。地目、畑。面積56平方メートル。同じく[REDACTED]。地目、畑。面積91平方メートル。計2筆、147平方メートル。申請人は番号1番と同一でございます。転用施設は農業用道路となっております。 以上でございます。 (報告第5号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて) 議 長 続きまして、報告第5号 「農地法第5条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。 事 務 局 番号1番、申請地、[REDACTED]，畑，1218平方メートル。譲受人，[REDACTED]，[REDACTED]。譲渡人，[REDACTED]，[REDACTED]。取消事由，太陽光発電設備の計画が中止になったため。取消年月日，令和7年3月26日。平成31年4月25日に許可した案件でございます。
--	---

	以上でございます。 (報告第6号 農業委員会事務局職員の任免について)
議 長	続きまして、報告第6号 「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	職員の任免については、農業委員会に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が行うことと定められており、銚田市農業委員会事務局処務規程第2条第2項第2号により会長の専決事項となっておりますので、このたびの人事異動による職員の任免について報告いたします。 任命した職員の氏名。 参事兼事務局長、花塚清一。 係長、三島義浩。 主査、須加野行男。 主事、菅谷すみれ。 以上、令和7年4月1日付。 農業委員会大洋分室（総務部大洋市民センター）大洋市民センター長、石田裕之。 大洋市民センター長補佐兼管理G係長兼地域相談係長、高安弘樹。 以上、令和7年4月1日付併任。 続きまして、免じた職員の氏名。 参事兼事務局長、鬼沢良一。 係長、鬼澤雄介。 以上、令和7年4月1日付。 主査、檜山義徳。 令和7年3月31日付。 農業委員会大洋分室（総務部大洋市民センター）大洋市民センター長、中村信一。 大洋市民センター長補佐兼管理G係長、菊地優貴。 以上、令和7年4月1日付併任を解く。 以上でございます。

議 長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、何かありましたらお願いをいたします。 どうぞ。
菅谷美尚委員	22番、菅谷です。蒸し返しになってしまうのですが、議案4号の2番で、畑を駐車場に利用して、そのままいいということなのですから、これ始末書も何も添付しなくていいのですか。
議 長	事務局。
事 務 局	事務局よりご説明いたします。 こちらの現況証明書のほうの申請ですので、既に令和6年9月30日付で5条の許可が出た後に目的どおり駐車場として利用されているかどうかを確認するための転用事実証明というものになっておりますので、こちらは始末書等は必要ない案件となっております。
議 長	そのほか何かありましたら。 はい、どうぞ。
海老原康廣委員	13番、海老原です。すみませんが、議案第2号の農業振興地域計画の変更に対する意見決定なのですから、ナンバー7の鉾田市長、岸田一夫さんのあれで、申請理由、漢字は何と読むのですか、これ。
議 長	では、事務局、どうぞ。
事 務 局	事務局のほうからご説明させていただきます。 ちょっとこちらの漢字、ちょっと見慣れない字かと思うのですが、「ごびゅう」と読みます。これ意味としては、間違いだったり正しくないということを意味します。これは担当課が農業振興課になりますので、一応ちょっとこれについてなのですから、令和6年の5月に隣接地である農地に農振除外の申請が出された際、周辺をちょっと現地確認しているところ、こちらが誤って、もう農振除外であるべき場所だったので、農振地域に入っていたことが発覚しました。それで、今回誤っていたところをちょっと正しくするということで、こちら上がっている案件になります。

	以上になります。
海老原康廣委員	では、もう一回申請書を出したということね。
事務局	市として誤っていた部分を正すというところで、こちらに意見として上がっているということです。
議長	そのほか何かありましたらお願いします。 ちょっと質問があるそうですから。
大貫修一委員	私この前、事務局へ行って、田んぼをお父さんからもらって、作らないから誰か作ってくれる人、事務局行って探してもらえないかな、中間管理機構へ行って頼めないかなと頼まれたので行ったら、そういうのは令和4年度でなくなったという話を伺ったのですけれども、それなのに何でこれ1か月に1度農林振興公社が貸し借りをやってもらうのは、これはどういうわけで渡人か、そういうのになれるのかなと思って。人間で言えばお見合い結婚をやるのだって恋愛結婚の事務だけやりますよという話なのかな。
議長	事務局、説明。
事務局	では、すみません。中間管理機構は、以前はマッチングをさせるために登録制ということで貸し借りの、貸したいとか借りたい方というのを登録制でやっていたのですが、令和4年からそういった制度がなくなって、決まったものの中間管理機構が間に入って中間管理機構が借りて、今度決まった方に貸すというような流れになっております。現在はもちろん相対でやる利用集積のほうがなくなって、法律上、中間管理のみ貸し借りができるということになっておりますので、現在はその登録制というのはなくなっております。 以上でございます。
大貫修一委員	売買。
事務局	売買事業ですか。
大貫修一委員	贈与でも売買でも誰か作ってくれる人いないかなという感じで、何でも構わないから耕作放棄地の田んぼとか畑をなくしたいから、地元の人が手いっぱい誰か作ってくれないから、誰かちょっと遠くても作ってくれる人いないかなという感じで相談を受けたのだけれども、そういうのはもう受け付けていないと言われて、ちょっとショックだったのですけれども、知らなかったもので、農業委員

	長くやっていて一つも分からないでごめんなさい、そういうわけです。それで、そういうことになったということでもいいのですか。
事務局	そうですね。
大貫修一委員	ただ、事務手続だけをするということだけですね。耕作放棄を促すということについては、そういうシステムはあったほうがいいと思うのですけれども、なぜなくなったのでしょうか。面倒くさいからかな。何とか再開してもらいたいと思うのですけれども。
議長	どうぞ。
事務局	一応そういった大貫代理のほうからのご相談というのは、もちろん農家さんのほうから相談を受けることがあります。その場合は、今は農地利用最適化推進委員さんのほうに振って、そういう近くで借りてくれる方とか貸してくれる方というのを見つけていただくというお仕事を推進委員さんが担っていただいているので、そういう相談があった場合は推進委員さんと連携を取りながらやっているところでございます。
議長	今まで県なりがやっていたのが、今度は推進委員が間に入ってやるような、そんな感じかな。
大貫修一委員	推進委員はそんな気持ちないと思います。そんなに一生懸命ではないと思います。そういうこともちゃんとよく調べたほうがいいと思います。
海老原康廣委員	13番、海老原です。今、推進委員さんの名前が出たので、ちょっと付け加えて、一応耕作放棄地の周りの民家から、花粉が飛ぶのだ、草があれだと苦情が来ているのですけれども、農業委員が結局担当なのですか、推進委員が担当なのですか、どちらなのですか。
議長	それは両方で対応しても別に差し支えないと思います。
事務局	そうですね、一応遊休農地のパトロールに関しては、推進委員さんがやっているのですけれども、役割としては農業委員、推進委員両方で関われるということになっておりますし、もし草を刈ってほしいという場合であれば、生活環境課のほうで現場の写真をつけて刈ってくださいという通知、お願いはしておりますので、そういった対応になっております。

海老原康廣委員	結局、今、何課。
事務局	生活環境課。
海老原康廣委員	生活環境課に農業委員でも推進委員でも一応そういう話をしたらば、環境課に連絡すればいいのですか。
事務局	事務局のほうに言っていただければ、こちらから生活環境課のほうにそういった通知を出してくださいということでお願いをしたりはしておりますので、もしそういう苦情があった場合には、事務局のほうにいただければと思います。
山口正重委員	23番、山口。耕作放棄地でちょっと今相談、近所の人がされたのと、その耕作放棄地で作物を作ってくれるのはいいのだけれども、日本人ではなくてちょっと外国人なのだけれども、値段が安かったり、作りっ放しで、そこから虫が湧いて、この夏場にタバココナジラミという虫で、黄化葉巻病という大変な時期にこの産地に、トマトができないという状態なのに、その耕作放棄地を俺は作っているのだというあれで、作ったのはいいのだけれども、やりっ放しで、そこから虫がブンブンしているのだけれども、それは農業委員で何とかできないのかと言ったのだけれども、ちょっと聞いてみると言ったのですけれども、どういうものなのでしょう、そういうのは。
議長	では、事務局。
事務局	営農指導としては農業振興課のほうで対応することはできますが、どちらにしてもお願いですということになってしまうので、効果があるかどうかという疑問になってしまいますけれども、お願いするとなると農業振興課から対応していただくような流れになります。
山口正重委員	あと、初めての人がいるかもしれませんが、農業委員会のステッカーを貼って、そういうところを定期的に回ってくれないかと。いるところを回ってくれないかという意見があったので、ちょっと報告まで。
事務局	すみません、今、山口委員さんのほうからありましたけれども、ステッカー、一応皆さんのところに、農業委員さんも推進委員さんもお分けしておりますので、そういったものをつけてパトロールなどをしていただければと思っております。よろしくお願いします。

議 長	それでは、今、山口さんからそういう意見が出たけれども、皆さんが現地調査を預かって、この後私も現地調査歩いているのだけれども、事務局といろいろお話をしながら歩く過程で、やはり農業用のビニールハウスばかりなので、ビニールが目立たないところでかなり山積みになっているところが何か所か見受けられます。やはりそれは去年もおととしもやっぱりその場所にあります。そのビニールがもうぼりぼり、ぼりぼり風化してしまっていて、今、地球温暖化ばかりではなく、海にはマイクロプラスチックとかなんとかそういうのも流れ込んでいるというけれども、やはり風で飛んで畑に入っていて、畑から今度雨降ったらば川へ流れる、川の水が流れる、その循環になったら、やはりもうかったかもうからないか分からないけれども、使用後にされたビニールの野積みになっているあのビニールを、やはり早めにあれを解決しなければだけれども、我々農業委員会としてはその権限はないから、これは農業振興課のほうが環境課のほうが産業課のほうが分からないけれども、やはりああいうところもある程度、今度は農業委員会でも場所と写真を撮ってきて、やはりああいうのが非常にあったのではまずいのではないかなと思っています。あのビニールが10年ももう20年も野積みされて風化されてしまっていて崩れてしまっているのが、あれが非常に目立っておりますので、やはりそういうところを何らかの対策を今のうちに打たなければ、もう既にそんなにあると10年や20年はたっているわけだから、あのビニールは。ああいう点をやはり農業委員会ばかりでなく、そういったまちの行政機関でもう少し監視して、指導するなりなんなりやればいいのではないかなと思う。もうビニールというのは、聞いた話では、やはり最初の年は処理するのに補助金が出るけれども、3年もたってから補助出したらば補助金はないのだという。実費で処理しなければならないというから、だからやっぱりその都度その都度出してもらわなければ駄目なのに、10年も20年もほったらかしにしているところが何か所かやはりこの鉾田では見受けられるから、そういうことをやはり皆さんで気をつけていただいて、市のほうに、事務局で何らかの対応をしてもらうような、その横のつながりでやっていただければいいと思っていますけれども、その点はどうでしょう。
事 務 局	農業用ビニールとなるとやはり農業振興課だったり、それが不法投棄されていれば生活環境課ということにはなるのですけれども、なかなか難しい問題ですので、やはり市へ要望とかそういった方法で農業委員会から要望を出すとか、そういった流れでできればなと思います。

議 長	そういうのをだから部課長会議とかなんとかのときに、やはり局長のほうから少し横のつながりで働きかけて、やっぱりそういうところもある程度解決していくのが方法ではないかなと思うのです。後になってしまってからでは、俺だけ何で指摘するのだ、あそこのうちもやっているのに、あそこのうちもやっているなんて、本当に水かけ論になってしまうから、やっぱり早いうちにそれは手を打ったほうがいいのではないかなと思っておりますので、国もやっぱりこういった法律が悪いのですよ、正直言って。ビニールに限らず、キュウリでもトマトでも、苗を処分するところがないのですよね、正直言って。ごみ処理場で処分できないので。どこで処分するかといったら、農地では駄目なのだものね。そうしたら処分するところない。だから、ああいったところももう少し国に働きかけて、何らかの方法、対策を取らなければ、農業生産高日本一だ日本一だといいかもしれないけれども、片方ではそっちこっち飛び歩いていたのでは、やっぱりそういうものではちょっとまずいのではないかなと思っておりますので、やはりそういったところは部課長会議で少し局長のほうからお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。そういう私気がついたことをちょっと今述べさせていただきました。 そのほかありましたら。 はい、どうぞ。
事 務 局	すみません、事務局からもう一点ご報告がございます。 先月3月の定例総会で農地法第5条の案件をご審議いただきました[REDACTED]の配電用変電施設の土盛りをするかどうかというところ、委員さんからもご指摘あったかと思えます。こちらの件についてなのですけれども、改めて総会后に業者に確認したところ、土を入れるということでした。鹿行県民センターの建築指導課へ確認して手続のほう、するのかもしれないのかというところの確認に行ってくださいよう業者には指導させていただいたところです。こちら面積が3,000平米以上ですので、こちら他法令の調整が、他法令というのは土の盛る関係です。盛土の関係の法令のほうが整い次第、常設審議委員会で諮問する旨を茨城県農業会議へ報告し、了承のほうを得ておりますので、こちらのご報告のほうをさせていただきます。 以上です。
議 長	そのほか。 はい、どうぞ。
事 務 局	農業委員会の先進地視察研修のほうの日程を今日決めたいと思

議 長	っております。今、資料のほうを配っておりますので、配り終わったら説明したいと思います。 全員配り終わりましたですね。まず、今まで視察研修というのは農業委員会のほうでやってはこなかったのですが、今回予算のほうで市のほうへ要望して取れたので、今年度は視察研修というのを行っていきたいと考えております。 まず、事務局での案なのですけれども、研修先のほうが営農技術センター、■■■■の■■■■ですか、そちらのほうで1泊で行くにはちょうどいいのかなというふうに考えております。視察の可能日が時間とかが火曜日から金曜日ということで、カレンダーが載っていると思うのですけれども、大体10月半ばあたりから11月半ばあたりで考えたいと思っているのですけれども、ある程度日程のほうを今回決めてもらって、営農技術センターのほうに視察のご連絡をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 今のこの件に関してちょっと私のほうから皆さんにお知らせしたいことは、今まで皆さん旅行積立てやってきましたけれども、今回、今年度、局長の計らいで予算が取れたということで、ほとんど負担金は、多少だと思えるのですけれども、そういう感じで、補助金のほうが予算通りでしたので、負担は大したことないと思います。予算の。まだはっきりはちょっと分からないのだけれども、大まかにやると、幾らでも負担するのではないらしい。それから、だからその件、皆さんの積立ては負担は減るのだそうです、今回のこの件に関しては。やはり最初は局長にお願いしたのは、1泊でもあれだから2泊の予算を計上してくれと言ったならば、市のほうにもお金がないということで、2泊は無理だということで、1泊の研修ならばということで、予算が取れたということだから。ただ、1泊では毎年行けるなと俺言ったのですけれども、毎年行けたらいいかなということで、毎年予算のほうへ組んでもらえるのだよね。 あくまでも視察研修だから、1日目に■■■■のところの■■■■の研修センターが、ここ私行ってきたのだけれども、非常にためになったもので、これは全国の■■■■の研修センターなのです。やっぱり■■■■でやって経営しておられて、10人から20人ぐらいまでは■■■■の関連の人らがそこで1週間か2週間にわたって研修すると、そういうところだから、私らにも非常にためになると思っておりますので、ここら辺ちょっと皆さんに見ていただいて、これからの農業に関すること、多分興味あると思うものですから、そういう感じでこれ■■■■のほうを選ばせてもらったのですが、1泊でもここがいいかなと思って、それでちょっと思ったのですけれども、そのような感じでおります。 はい。
------------	---

菅谷美尚委員	これ委員さんで予定を組んでくれと言うのだけれども、みんな忙しい時期が重なっている人もいるし、結局忙しくない時期言ってくれといったら、冬のほうがいいわけだね、多分、農家としては。だけれども、これは10月、11月で予定をするといっても、多分俺は11月のほうが農家さんはちょっと暇になるのではないかなと思うのですけれども……
議 長	いや、だからそれは皆さんで、やはり誰もが参加できるような日にちを選んでもらったほうがいいわけだから。
菅谷美尚委員	でも、結局みんなで話してもまとまらないから、結局事務局に案として、今2案ぐらい出してもらって、都合がいいほうの賛否で決めてもらえばいいのではないですか。自分としては11月の前半がいいと思うのですが。後半は農業委員会があるので、そういう意見なのですけれども。
議 長	そういった意見がありましたので、皆さんもどうでしょうか。11月の頭ぐらいでは忙しい方は。
菅谷美尚委員	全員が行けるという保証もないので、一応事務局に決めてもらって、それで文句を言う人は……
議 長	この後、旅行委員に動いてもらう。こういうような形で動いてもらう。
山口正重委員	23番、山口です。営農技術センターはごみも燃やすところ。作物のがらを燃やす設備があると思うのですが。その技術センターの場所もそれが最盛期ではないと、やっているところを見たい。ただただ施設だけ見て、これはすごいではなくて、実際やっているところを、センターでこの時期が忙しいよと。
大貫修一委員	平日がいいのだろう。
議 長	どっちにしろ平日だよ。これは私ら研修ですから、職員の方も2人同行しますので、だから平日のほかないのです。
山口正重委員	センターで何をやっているか。建物を見ても研修にならないので、やっている……
議 長	いろいろ話を聞いて、あと見て歩いて、そうだな、話のほうが長

	かったな。 事務局が暇なときでいいのではないですか。委員さんはどうしても事務局が忙しい時期はできないのだから、事務局が自分らで決めろよ。
菅谷美尚委員	
大貫修一委員	月初めがいいな。
菅谷美尚委員	だから、それに付き合えばいいのだから。
議 長	まだありますから、11月までまだあります。というのは、俺の頭で考えていたのは、結局、市から予算が出るといって、私らの積立てが半分、市からの補助金が半分で、それで大体1泊の研修ならできるかなと思ったら、思いのほかもっと出るような形で、私らの積立てが幾らも持ち出さないような、そんな感じだから、だから11月あたりのほうがいいかなという感じを持ってやったのです。別に11月にこだわらなくても皆さんが都合がいい月や来年になっても構わないということなのだけれども、新しくなったメンバーで、これ24人で参加できるような日にちを皆さんで議論していただければいいかなと思っております。やはり11月の頭ならもう寒くなるから、伊豆あたりでと思って、そういう感じで1泊ならなと思っておりましたので。 後で、まだ時間ありますので、それは皆さんで後で考えてください。頭の中に入れておいてもらって来月の総会のときに出していけばいいと思っておりますので。 そのほか、事務局、何かありましたら。
事 務 局	すみません、先ほどの視察の続きで、一応研修先に入っている、今、色の染まっていないところは空いているのですけれども、あんまり時期が遅くなってしまうと埋まってくるとあれなので、早めにちょっと、この日あたりということで……
大貫修一委員	4, 5でいいのではないの。黒いところは駄目なのでしょう。
事 務 局	黒いところはもう予約が埋まっているところです。
大貫修一委員	土日は土日の人に……
議 長	事務局が駄目。
大貫修一委員	4, 5は。

事 務 局	翌月は大丈夫です。4, 5, 6, 7は今のところ大丈夫です。
大貫修一委員	では, 4, 5でまずい人は……
議 長	11月, 皆さん4, 5は案が出ただけけれども, どうでしょう。
菅谷美尚委員	そこまで先のことは。賛成でいいのではないですか。
大貫修一委員	早めに予約しないと駄目だから……
議 長	違う, 研修所が塞がってしまうのです。
大貫修一委員	だから, 今日決めて早速入れるようにしてもらおう。では, 4, 5でいいですか。
	(異議なしの声あり)
事 務 局	では, それで早めに予約のほうをしたいと思います。
議 長	では, あとそのほか何かありましたら, 皆さん。
	(発言なし)
議 長	それで, これから歓迎会をやるに当たって, やはり皆さん議長と市長を呼んでおりますので, やはり格好はこのままの格好で。
事 務 局	議長は欠席です。
議 長	議長は欠席だそうですから……
大貫修一委員	副議長は。
事 務 局	議会のほうで, 今日事務局で, 事務局の歓送迎会をやるという話が出ていまして。
議 長	あっちも歓送迎会。そういうことで, 市長が出席するという, そういう感じでひとつお願いします。 どうぞ。
事 務 局	すみません。閉会後にお金のほうを徴収するので, そのまま座っ

議 長	ていてもらって、ぐるっと回りますので、閉会後も少々お待ちください。 では、皆さん、これで議事日程を全て終了いたします。 どうも慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、鉾田市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。 午後3時18分 閉 会 署 名 人 議長（会長） _____ 3 番 委 員 _____ 4 番 委 員 _____
------------	---